

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成26年12月17日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成26年12月17日（水曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 第192号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第193号議案～第197号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（17名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 加藤芳夫					
委員 浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	
	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰
	丸山隆弘	鈴木眞澄	菊地勝昭			
議長 夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博	議会事務局次長 中島 勝
議事調査課長 伊田成行	書記 今野千加

開 会 午後1時30分

○鈴木達雄委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る15日の本会議において本委員会に付託されました第192号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第5号）から第197号議案 平成26年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、第192号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

はじめに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 第192号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第5号）、歳出2-1-1、人件費ですが、早期退職・普通退職等による退職手当の増額について、要因と人数について伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 退職手当に関する御質問ですが、平成26年度の当初予算では、本年度末に定年退職を迎える職員15名分の退職手当を計上しております。

ところが、本年度に入りましてから、これまでに早期退職の募集に応募した職員が7名、自己都合により普通退職を願い出た職員が5名、合わせて12名が退職の意思を示しましたことから、今回手当の増額をお願いするものでございます。

○鈴木達雄委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 ありがとうございます。

市職員全員の職務をきちんと全うするというのが本来の労働者と執行部との関係だということに思います。安全と健康を確保することが快適な職場環境の形成につながるということを思いますので、新庁舎等をつくったときに、休憩所だとか食堂をきちんとすることによって職場環境をより一層充実しながら、最後まで仕事が全うできるような形の労働環境の熟成をお願いしたいと思いますのですがどうですか。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 職場環境の整備につきましては、今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。

歳出2款1項16目地域自治区費、17ページになります。が、（1）減額の理由は。（2）増額の理由は。

以上、伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 中西自治振興事務所長。

○中西幸成自治振興事務所長 それでは、減額の理由と増額の理由につきまして、関連性がございましたので合わせた答弁とさせていただきます。

各地域協議会で、平成25年度に市長建議しました平成26年度地域自治区予算事業におきまして、事業執行のため入札の結果、競合していただいたこともありまして、予算残額に対して請負率が低く抑えられることができませんでした。よって執行残額が発生することとなりました。

地域課題は各協議会とも多くありまして、平成25年度に建議した事業以外にも予算規模によって建議されなかった事業がありますので、地域住民のために少しでも早く地域課題

を解決するように執行残となりました予算を減額補正させていただき、新たな地域課題解決のための事業に活用させていただくよう増額補正させていただくものであります。

各地域協議会において、慎重審議され、平成27年度自治区予算とともに、平成26年度追加事業として各地域協議会及び市長との意見交換会の場において、地域協議会長から市長へ建議された内容であります。

なお、地域自治区におけるの予算規模額内での補正でありますので、補正額につきましてはゼロ円となっており、新たに予算規模が増額されるものではございません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今回の使い方、最初に考えたのは、予算消化型に入ってるのかなということを考えてみました。

今の御答弁ですと、たくさんの要望があると。その要望を少しでも早く進めていくためということだったんですが、個々を見ていきますと、どうも備品とか、次の地域をつくっていくという点での大きな視点に立った予算執行にもなってないんじゃないのかというようにも思うんですが、地域自治区の予算のあり方として、予算消化型になるのではなくて、本当にもう少し次を見据えた形で、予算を残しても次の大きな事業に向かってやっていくというそういう視点というのはないんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 中西自治振興事務所長。

○中西幸成自治振興事務所長 今回の御答弁であります、新城地域自治区予算事業計画策定要綱におきましては、予算額の取扱ということで、地域協議会は事業計画に基づく事業の実施に要する額を差し引いた額に残額が生じた場合に、その残額の範囲内で事業計画を市長へ提出することができるかとされております。

また、執行残の予算執行につきましては、

前年度検討時に候補となった事業で、予算不足により取り下げた事業、また翌年同一事業の中で内容または数量を追加する事業、また当該年度実施することが有利な新規事業ということが考えられますが、備品整備も地域活動の拠点づくりとして地域が整備を求めているものもございますので、そういったことで新たに建議をさせてもらったということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、平成26年度新城市一般会計補正予算（第5号）の歳出、2款1項10目地域情報通信基盤費でございます。地域情報通信基盤管理事業費、ページ数は17ページでございます。伝送路施設移設委託料の増額理由と事業内容、また日常管理体制はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 増額の理由ですが、9月の予算・決算委員会の答弁と同様ですが、当初見込めなかった公共事業、今回の場合は県道災害復旧工事が発生しております、それに関する電柱の移設等の必要性が生じたことに伴いまして、光ケーブルの移設を行うため、増額をお願いするものです。

事業内容につきましては、作手高松地内の県道作手保永海老線で3月に発生した土砂崩れによる県道災害復旧工事の施工区域の拡大がありまして、これに伴いまして工事区域内の電柱を区域外へ移設するということが生じました。それにつきまして市のほうでつけている古い光ケーブルを撤去し、移設先の電柱へ新しい光ケーブルをかけるというものでございます。

次に、日常の管理体制はどのように考えているかということですが、現状では今光ケーブルと施設の保守管理は、市内を1

年に一順できるようにブロック分けをして、施設点検を委託実施しております。

また、電柱管理者であります中部電力、NTT等からの電柱点検によりまして、共架施設に不良箇所等がありましたらその情報により改修依頼がありまして、そちらの情報に基づきまして確認されたものにつきましては、光ケーブル等の施設損傷等の不良箇所につきましては、随時修繕等対応しております。

今後とも業務委託先、あるいは電柱等管理者及びケーブルテレビの事業者と連絡調整をとりまして、密にしながら緊急度等の判断をしまして早期対応できるよう努めてまいります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 この委託先ですけれども、恐らく光ケーブルというのは中電柱や電電柱を共架していると思うんですけれども、この県道の工事に伴う補償というのかそういう考え方だと思うんですけれども、この委託先はどこに工事の委託先をしているのか。

それと、工事区間の距離、ケーブルの配線がえする延長、距離、どの程度の付け替え工事として考えているのかお願いします。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 まず委託先ですけれども、豊橋ケーブルネットワークティーズさんをお願いしております。

それと、工事延長につきましては287メートルほどであります。確か、新設が287メートルで、撤去が192メートル、要は取って、その分取って長く回すという工事をいたします。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 新設で287メートル、撤去の関係を含めて、これというのは当然共架しているという形になりますと、工事に伴う負担割合というのは実質ティーズに払う今回の

補正が1,000万円強ですけれども、当然おのずと中電だとか、電電とかそういうのも合わせてくるんですけど、その辺の工事の負担割合によって補正予算の計上をしたのが1,000万円なのか、全体の工事額はもっと実際には伸びてるけどもということの中の負担割合としての補償として1,000万円という考え方でしょうか。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 この額全体が工事、要はかけ替えの工事につきましては、この111万5,000円、満額です。この全額を補償費として県からいただける形になっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、その補償費として県からいただける算定根拠というのは何か県のもとに資料があるわけですかね。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 こちらの算定根拠というのは県のほうにはありません。

実質、市のほう、豊橋ケーブルネットワークで係る費用、満額がいただけることになっています。

○鈴木達雄委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出5款1項1目労働諸費、実践型地域雇用創造事業、ページ数は27ページでございます。

これは新規事業であります。今年度の事業内容と負担金の目的、及び用途はということをお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 実践型地域雇用創造事業は、有効求人倍率が全国平均未満の地域で、雇用創出について地域の関係者が創意工夫した構想案をコンテストに応募し、その事業提案の雇用創出効果を認められたものが厚生労働省により選抜されます。

こうした取り組みを国が提案した協議会に対して事業委託するものでございまして、事業の内容としましては、募集要項の中に定められております四つのメニューでございます。

一つ目につきましては、雇用拡大メニューでございまして、事業主に対する新分野、事業拡大などの雇用拡大の取り組みでございます。

二つ目につきましては、人材育成メニューとして求職者向けに能力開発の取り組みでございます。

それから、三つ目につきましては、就職促進メニューとしまして、事業主、求職者向けのセミナーなどを対象に地域求職者の就職促進を図るための求人情報の収集、提供、それから就職面接会等の開催、求職者に対する相談等の内容でございます。

それから、最後の四つ目につきましては、雇用創出実践メニューとして、地域の産業及び経済の活性化に資する今回の場合の日帰り観光プログラムの開発、それから農畜産物を活用したレシピ開発等の事業を行うことにより、雇用の波及的効果の増大を図るものとなっております。

負担金の内容でございますが、必要経費のうち国からの委託費で措置できない費用を協議会会員の按分によって費用を図るものでございます。

実践事業は直接係る経費についてのみ支出されるということで、今回の場合実践の事業の実施に直接かかわらない経費について委託費による措置ができないということで、具体的には事務所の看板設置、それからリース車両の任意保険の支出でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 第192号議案 平成26年度新城市一般会計補正予算（第5号）、歳出6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、27ページ、1点目、捕獲頭数増加の要因について伺います。

2点目、成獣と幼獣を見分けるために、どのような方法をとられているか伺います。

○鈴木達雄委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 増加の要因につきまして、野生動物が今では山深い山林等に生息しなくなり、農地が近い周辺の山林、原野等で生息するようになりました。

特に、作付された作物は栄養価が高く、まとまった箇所であり食べやすいことから、一度味を覚えることにより依存するようになっていきます。こうしたことから、自然と繁殖率も高くなり個体数が増加してきたと考えられます。

このように味を覚えた親から生まれた子は、生まれたときから農作物をえさと学習して育ち、野生動物が里山付近に定着するようになっています。

また、近年の暖冬などの要因も加わり、冬季における野生動物の死亡率が低下していることも頭数増加・生息域拡大の要因になっています。

まずは、集落ごとにネットフェンス等による防御と捕獲に対しては市猟友会員による有害鳥獣の駆除による個体数の減少に努めてい

るところです。

2点目の区別につきまして、イノシシなど主要獣における成獣と幼獣の判別につきましては、国の緊急捕獲等対策事業の指針に基づきまして、確認事務を行う方法としまして愛知県が作成しましたQ&Aという運用を定めたものによって行っています。

イノシシについては、体に白や薄茶色のしま模様が確認できない場合、成獣としています。イノシシの幼獣はそうした白や茶色のしま模様が確認できる個体で、よくウリ坊と言われますが、その場合に幼獣としております。

シカについては、オスにつきましては角が生えた個体、または角が生えかわったり、抜け落ちたりした形跡のある場合に成獣としています。それで判断できない場合は、体に鹿の子模様と呼ばれる白い斑点が確認できない個体を成獣としています。

ただし、成獣の夏の毛は鹿の子模様となることから鹿の子模様が確認できる個体であっても、下あごの第2後臼歯が生えた個体は成獣とするようになっております。下あごの第2後臼歯という部分は、臼歯という奥歯が6本ありまして、前臼歯というのが奥歯の中でも前側の3本で、後臼歯が奥の3本ということです。それで、第2後臼歯というのは奥歯でも前から数えて5番目の歯ということになります。

シカの幼獣につきましては、オスは角がまだ生えていない個体で、それで判断できない場合は体に鹿の子模様が確認できる個体のうち、下あごの第2後臼歯が生えていない個体を幼獣としています。

猿につきましては、オスは個体の後ろから見て睾丸がおりてきている個体を成獣、メスについては後ろから見てお尻が赤い個体を成獣としております。猿の幼獣のオスについては、個体の後ろから見て睾丸が未発達でありてきていない個体、猿のメスについては、後ろから見てお尻が赤くない個体を幼獣として

おります。

ただし、この方法によっても明確に判別できない場合は、市の担当者の判断のもとで成獣とみなしても構わないというようなことで判断させていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 丁寧に説明をいただいたんですが、まず約807万円、補正予算で計上をされておりますが、平成26年度から年間を通して駆除ということで、例えば11月の15日猟期以降に捕獲したものであれば、11月15日から2月14日までですか、前年度までは狩猟期ということで、そこで捕獲したイノシシ、シカ等については報償金は出ないという扱いだったと思うんですが、今年度はその部分についても捕獲報償金が出るということで、その分が丸々報償費がふえるというふうにも理解しておるわけなんですけれども。

まずちょっと2点目にいきますが、イノシシの場合は、これ国の指針に基づいた県の運用で、しま模様が確認できるものについては幼獣という扱いで、報償金確か2,600円だと思いますね、わなの場合。それで、同じく成獣の場合は9,600円ということでありまして。約7,000円ぐらい成獣のほうが多い報償金になるんですけれども。

まずこの捕獲した個体については、この報償金の交付申請書、これに添付する書類としては必要記載事項、写真とか添付する必要なもの、そういったものについて一度確認したいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 個体の全体が写った写真を提出いただいております。その写真を撮る際に、日付ですとか捕獲場所ですとか、捕獲者を記入した紙、または黒板などを個体のそばにおいて写真を撮っていただいた写真を添付していただきまして、あと風景写

真、それをもう1枚、個体の写真1枚と風景写真を1枚と、あと捕獲の、しっぽか鳥ですと足ですね、それをつけていただきます。あと、こちらが指定しております有害鳥獣捕獲の報告書に記入していただいて提出いただきます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 さっきも言いましたように、年中駆除で報償金が出るということで、大変予算も必要になってくるわけですので、この成獣と幼獣、厳格に見きわめて、ほとんど幼獣の範疇なのに成獣の報償金を出すということがないように、この見分けるための方法として、大体幼獣ですと4カ月ほどでしま模様がとれていくということで、生後4カ月ぐらい。それで大体しま模様がほとんどとれて、何となくうっすら残ってるけどとれてるかなというような状況のものであると、大体感覚として、私もちょっと持ち上げたことがあるんですけど、大体25キロ前後、20キロから25キロぐらい、それぐらいであるのかなと思います。

それで、それは家庭用の可燃ごみの袋にスポッと入ってしまう大きさですよ。だから、頭部からお尻までの長さというと大体50センチから60センチぐらい。それは、写真だけでは大きさというのは個体の写真だけだと大きさわからないですよ。それで、個体自体に白いスプレーでとれた年月日も書きますので、そのスプレーを吹きつけることによってしま模様が見えなくなってしまうというようなこともあろうかと思えます。

それで、ぜひそこら辺、幼獣なんだけれどもスプレーで日付を描いたことによってしま模様が見えなくて成獣の扱いをしてしまうということも、これはやはり起こってしまうことだと思いますので。

委員長、巻尺を持ってきたんですが、いいですか。

○鈴木達雄委員長 許可します。

〔巻尺提示〕

○下江洋行委員 これで、写真に、例えばこれ50センチぐらいだとこれぐらいの大きさなんですけれども、写真にこういうメジャー、巻尺を一緒に示して、個体の大きさが明確になるような方法で写真を提出してもらう方法が一つとれると思います。

そうすれば、大体幼獣であれば50センチから55センチ、60センチぐらいいくともうちょっと。50センチから60センチぐらい、私はしまが抜けかけてても幼獣の範疇かなと思います。80センチ以上あれば、これは確かにもう1年半以上たった大きさだろうなというふうには、実際に現物を見てそう思います。

ですから、個体の写真だけではなくて、明確に見きわめるためにこうした長さがはっきり示せるようなものを一緒に、メジャーをそこに置いて映すとか、それからよその自治体では、個体と人間、捕獲者と一緒に映すと、こういう写真の提出を求めているところもあります。そうすれば、おおよそメジャーはなくても人間と比較して大きさがどれぐらいなのかということもわかると思いますので、こういう方法をとって新しい年度からは、きちっと成獣と幼獣を見きわめて、この捕獲報償金が正確に、適切に出されるように考えていくべきだと思いますけどいかがですか。

○鈴木達雄委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 今、委員さんがおっしゃられたことを検討させていただいて、対応できるところはやっていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出8款4項1目都市計画総務費、道の駅管理事業でございます。ページ数は33ページです。

足湯の工事完成引渡後から年度末までの維持管理費について、この補正予算増額しておりますけれども、その委託業務先と委託業務内容をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、業務内容のほうから先に御説明をさせていただきますと思います。

業務内容につきましては、3業務を予定しております。足湯運搬業務委託につきましては、足湯用の温泉を湯谷温泉からもつくる新城まで運搬するための経費であります。足湯清掃業務委託は、情報提供施設の清掃業務に要する経費、機械運転管理業務委託につきましては、足湯ボイラー等の運転前、運転後の点検に要する経費であります。

次に、委託業務先であります。今現在のところ地方自治法の施行令第167条の2第1項第3号の規定によります随意契約を予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、随意契約というお話でしたけども、それぞれ三つの業務を委託するって、それは別々で行うか、どこか1社の随意契約になるのかどちらの方式をとるのかお願ひします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 業務それぞれについて、随意契約をしたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 まだ、それでは今の段階では委託業務先は決まっていないということの判断でいいか。もし決まっているようでしたら、委託先、随意契約ですので教えていただ

きたいのと、3項目言われましたそれぞれの補正予算が多分100万円ちょっとでありますので、それぞれの委託先の業務費を教えてくださいいただけますか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども言いましたとおり、地方自治法施行令の167条の2の第1項第3号ということになります。これによりますと、そのまま読ませていただきますとシルバー人材センターから規則で定める手続により役務の提供を受ける契約ということになっておりますので、一応そこを契約の対象としております。

それぞれの金額につきましては、委託業務という性格上、お答えはできないということです。

〔「予算ならできるでしょ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 申しわけありませんでした。

お答えをさせていただきます。

温泉の収納運搬につきましては委託料約4万1,000円ほど、清掃につきましては3万4,000円ほど、運転経費の管理につきましては3万4,000円ほど計上しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ほんとに今聞くと、3カ所、4万円、3万円、3万円という程度ですけど、実は、そうしたらあと102万4,000円かな、増額補正。残り90万円そこそこというのはどこにいくのか、どういう形で支出するのか教えてください。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 その他の経費につきましては、電気料負担金及び燃料費等でございます。

○鈴木達雄委員長 よろしいですか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしたら、私も前回の一般質問でもお聞きしたんですけど、確か理事のほうから年間経費が資材費だけで800万円ぐらいの必要経費がかかると聞いておったんですけど、今回の102万4,000円は年度末の、月当たりでいくと1カ月か2カ月ぐらいの分の予算計上かなと思うんですけど、その辺の何カ月分をみておるのかというようなことを教えていただけますか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 おのおのによって違いますけれども、基本的には1月14日が工期となりますので、それから3月いっぱい、開駅までの間に資する費用ということになります。

ただ、足湯等につきましては、そこまで全て使うということにならないものですから、開駅少し前の準備に係る部分ということで御理解願いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 加藤芳夫委員の関連質疑でさせていただきますが、この1月14日から3月いっぱいの間では、特に足湯の営業運転というのはしないということでしょうか、経費としては。ちょっとこの間の運転するのかわからないのか、ちょっとどういう状況か教えてくださいなと思います。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ただいま3月下旬を一応開駅の予定とさせていただいております。

ですので、3月下旬からは一応足湯の利用は可能ということになるわけなんですけれども、その分と多少やはり運搬等につきまして、練習というんですか、先ほどもシルバーということなんですけども、シルバーに運搬して

いただくための練習期間であったりとか、足湯の状況を見るという意味でプラスアルファとして計上させていただいておるものであります。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今の委託料の件ですけど、資料をいただいた中で予算額表、こちらのほうですけどね。これと、見ますと、今報告された4万1,000円、3万4,000円、3万4,000円、これ額が違うんですけど、補正予算の中のほうだと5万6,000円、3万5,000円、3万5,000円になってるんですけど、これはどちらか違ってらるんですか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません。提供させていただいた資料のほうはこちらでは確認できないんですけれども。

○鈴木達雄委員長 わかりますか。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません。後で確認をしてから御答弁させていただきたいと思いますが。

○鈴木達雄委員長 すぐわかりますか。

暫時休憩といたします。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時12分

○鈴木達雄委員長 再開いたします。

古田財政課長。

○古田孝志財政課長 大変申しわけございません。ただいま資料が来ましたので。

先ほど都市計画課長から申しあげました数字につきましては、原課のほうからの要求金額を申しあげた形になりました。

現在の予算のほうで計上しておりますのが、足湯の運搬業務で5万6,000円、それから足湯清掃業務で3万5,000円、機械運転管理業

務で3万5,000円、合わせまして12万6,000円
ということでございます。

大変申しわけございません。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

以上で、第192号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 第192号議案 平成26年度
新城市一般会計補正予算（第5号）に反対す
る立場で討論させていただきます。

今回の補正の中には、それぞれ必要な予算
も含まれているものですが、その中でも、も
つくる新城、道の駅の足湯の維持管理費が含
まれております。

質疑の中でも明らかになりましたが、維持
の燃料費が1カ月から2カ月で、90万円以上
もかかることがわかり、大変大きな費用がか
かることもわかりました。

私は、一般質問でも、これは無駄な足湯だ
と反対してきております。

市の財政が厳しいと当局の答弁でもなされ
ている中で、こうした莫大な維持費、管理費
がかかる足湯の予算が含まれているというこ
とは、財政面でも危惧があるために、反対を
いたしたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第192号議案に、賛成の立
場で討論します。

今、浅尾委員のほうから足湯の件で反対討
論がありましたが、当初見積もりミスから足
湯の問題から反対の立場をとってきました。

しかし、現実問題として、建設が進み、足

湯につきましても設計通りの形で動き始めて
しまっています。この状況の中で、どのよう
に活用するかという立場が変わったというこ
とは、以前にも明らかにしましたが、今後ど
のような状況になるかわかりませんが、現実
の中で、現施設の中で最善の方向を進めるべ
きという立場から賛成とします。

今後において、変更もあり得るということ
はあわせて述べておきたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第192号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決と
いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛
成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。

よって、第192号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

次に、第193号議案 平成26年度新城市国
民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
から第197号議案 平成26年度新城市農業集
落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで
の5議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本5議案の質疑については、通告がありま
せんので質疑を終了します。

これより、本5議案を一括して討論を行
います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第193号議案から第197号議案ま
での5議案を一括して採決します。

本5議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第193号議案から第197号議案までの5議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後2時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄